

議第 2 号議案

神奈川県最低賃金改定等に関する意見書の提出

神奈川県最低賃金改定等に関し、関係行政機関へ意見書を提出したいので、次のとおり提出する。

平成 2 7 年 5 月 2 9 日提出

国際・経済・港湾委員会
委員長 小 粥 康 弘

神奈川県最低賃金改定等に関する意見書

政府は、平成26年12月16日の「経済の好循環実現に向けた政労使会議」において、引き続きデフレ脱却に向け経済の好循環の実現を果たすとし、政労使会議として賃金上昇等による継続的な好循環の確立などの取り組みを進めることを合意した。

一方、今期春闘においては業績回復が堅調な大手企業を中心に昨年を上回るベアを含む賃金の引き上げが行われたが、経営が厳しい中小企業における賃金引き上げは、一部の企業で賃金の引き上げが行われたものの、いまだ回復途上にある。

このような状況を踏まえ、政府は、平成27年4月2日の政労使会議で、中小企業における賃金引き上げの環境整備を進めるとし、円安で原材料や電気料金の値上げに苦しむ中小企業が値上がり分を大企業などとの取引価格に転嫁できるよう政府や経済界が対応すること等の取り組みを進めることを合意した。

現在、神奈川県最低賃金の水準は887円であり、この水準を年収換算すると約185万円余りであり、極めて低位な水準と言わざるを得ない。

経済の好循環を確かなものにするためには、GDPの60%を占める個人消費の拡大に向け、賃金の引き上げを全ての労働者に適用される最低賃金にも波及させることが必要である。そして、その実現に当たっては、さきの政労使会議で合意された「取引先企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた取組」による価格転嫁等の実効性をいかに高めるかにかかっている。

よって、政府におかれては、次の事項を実現するよう要望する。

- 1 経済の好循環の実現のため、早期に神奈川県最低賃金の諮問・引き上げを行うこと。
- 2 中小・小規模事業者に経済の好循環を拡大させるために政労使会議（4月2日）で合意された「取引先企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた取組」による価格転嫁等の実効性を上げるために、強く経済界に対する働きかけを行うとともに、国として合意内容の履行状況についてフォローアップされること。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 5 月 29 日

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
神奈川労働局長

宛て

横浜市会議長

佐藤 祐 文